22　香川県伊吹島地先の陸地の地点（北緯34度８分14秒、東経133度31分34秒）と同地点から北方280ｍの地点（北緯34度８分23秒、東経133度31分36秒）を結ぶ線、同地点と同地点から東方1,890ｍの地点（北緯34度７分59秒、東経133度32分44秒）を結ぶ線、同地点と同地点から南方1,050ｍの地点（北緯34度７分29秒、東経133度32分26秒）を結ぶ線、同地点と同地点から西方1,110ｍの地点（北緯34度７分24秒、東経133度31分44秒）を結ぶ線、同地点と同地点から北西方1,040ｍの地点（北緯34度７分56秒、東経133度31分30秒）を結ぶ線、同地点と同地点から北方1,290ｍの同島地先の陸地の地点（北緯34度８分３秒、東経133度31分31秒）を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（ただし、伊吹漁港（北浦）北浦西防波堤先端と同港北浦東防波堤先端を結ぶ線及び陸岸並びに伊吹漁港（真浦）東２号防波堤南西角と同港第１号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域を除く。）（燧灘東部(ロ)）

○環境省告示第五十二号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第六条第二項の規定に基づき、昭和五十四年三月環境庁告示第十五号をもって指定した南三陸金華山国定公園の指定を解除したので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十七年三月三十一日　　環境大臣　望月　義夫

○環境省告示第五十三号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第六条第一項の規定に基づき、三陸復興国立公園の区域を変更したので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十七年三月三十一日　　環境大臣　望月　義夫

一　追加する区域

宮城県石巻市内国有林宮城北部森林管理署五〇二林班から五一二林班まで、五一四林班、五一五林班、五一七林班から五三二林班まで、五五七林班、五五八林班、五六五林班から五六八林班まで、五七〇林班、五七一林班及び五七四林班の全部並びに五一六林班、五五九林班及び五六九林班の各一部

宮城県石巻市網地浜、鮎川浜、大原浜、大谷川浜、雄勝町大須、雄勝町熊沢、雄勝町桑浜、雄勝町名振、雄勝町船越、雄勝町分浜、尾崎、北上町十三浜、狐崎浜、給分浜、十八成浜、小網倉浜、小積浜、小渕浜、鮫浦、清水田浜、竹浜、田代浜、月浦、泊浜、長面、新山浜、長渡浜、福貴浦、前網浜、牧浜、谷川浜及び寄磯浜の各一部並びにこれらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の各一部

宮城県気仙沼市内国有林宮城北部森林管理署三四六林班の全部及び三五三林班の一部

宮城県気仙沼市磯草、大初平、大前見島、亀山、唐桑町欠浜、唐桑町神の倉、唐桑町小長根、唐桑町崎浜、唐桑町津本、小前見島、外畑、外浜、長崎、中山、波路上、廻舘、三作浜、本吉町赤牛、本吉町後田、本吉町川原、本吉町九多丸、本吉町小金沢、本吉町小浜、本吉町下宿、本吉町菅の沢、本吉町中島、本吉町二十一浜、本吉町日門、本吉町谷地及び横沼の全部並びに唐桑町北中、唐桑町宿浦、唐桑町中、唐桑町中井、唐桑町馬場、唐桑町松圃、本吉町天ヶ沢、本吉町泉沢、本吉町歌生、本吉町大谷、本吉町沖の田、本吉町蔵内、本吉町今朝磯、本吉町午王野、本吉町野々下、本吉町前浜、本吉町三島、本吉町道外及び本吉町蕨野の各一部並びにこれら地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の各一部

宮城県登米市津山町横山及び津山町柳津の各一部

宮城県牡鹿郡女川町内国有林宮城北部森林管理署五三五林班の全部並びに五三六林班及び五三七林班の各一部

宮城県牡鹿郡女川町飯子浜、石浜、出島、江島、尾浦、大石原浜、御前浜、桐ヶ崎、小乗浜、指ヶ浜、高白浜、竹浦、塚浜、野々浜及び横浦の各一部並びにこれら地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の各一部

宮城県本吉郡南三陸町内国有林宮城北部森林管理署三六六林班及び三七一林班の全部

宮城県本吉郡南三陸町歌津字北の沢、歌津字田の浦、歌津字中山、歌津字名足、歌津字馬場、歌津字払川、志津川字荒坂、志津川字北の又、志津川字袖浜、志津川字深田、戸倉字小細谷、戸倉字坂本、戸倉字滝浜、戸倉字津の宮、戸倉字戸倉及び戸倉字波伝谷の全部並びに歌津字石浜、歌津字大磯、歌津字大森、歌津字尾崎、歌津字砂浜、歌津字館浜、歌津字田の頭、歌津字田茂川、歌津字長柴、歌津字浪板、歌津字番所、歌津字樋の口、歌津字平棚、歌津字町向、歌津字松崎、歌津字森畑、歌津字寄木、志津川字大森、志津川字蒲の沢、志津川字権現、戸倉字太田、戸倉字合羽沢、戸倉字近東、戸倉字下道、戸倉字底土、戸倉字寺浜、戸倉字長清水、戸倉字原、戸倉字藤浜及び戸倉字若宮の各一部並びにこれら地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の各一部

宮城県石巻市網地浜、鮎川浜、大原浜、雄勝町大須、雄勝町熊沢、雄勝町桑浜、雄勝町名振、雄勝町船越、雄勝町分浜、尾崎、北上町十三浜、狐崎浜、給分浜、小網倉浜、小積浜、鮫浦、清水田浜、竹浜、田代浜、月浦、泊浜、長面、新山浜、長渡浜、福貴浦、牧浜、谷川浜及び寄磯浜の地先海面の一部

宮城県気仙沼市本吉町赤牛、本吉町天ヶ沢、本吉町歌生、本吉町大谷、本吉町沖の田、本吉町川原、本吉町九多丸、本吉町蔵内、本吉町今朝磯、本吉町小金沢、本吉町小浜、本吉町下宿、本吉町中島、本吉町二十一浜、本吉町野々下、本吉町日門、本吉町前浜、本吉町三島、本吉町道外及び本吉町谷地の地先海面の一部

宮城県牡鹿郡女川町飯子浜、石浜、出島、江島、尾浦、大石原浜、御前浜、桐ヶ崎、小乗浜、指ヶ浜、高白浜、竹浦、塚浜、野々浜及び横浦の地先海面の一部

宮城県本吉郡南三陸町歌津字石浜、歌津字大磯、歌津字大森、歌津字尾崎、歌津字砂浜、歌津字館浜、歌津字田の浦、歌津字田の頭、歌津字田茂川、歌津字浪板、歌津字馬場、歌津字番所、歌津字平棚、歌津字町向、歌津字松崎、歌津字森畑、歌津字寄木、志津川字荒坂、志津川字大森、志津川字蒲の沢、志津川字北の又、志津川字権現、志津川字袖浜、志津川字深田、戸倉字合羽沢、戸倉字小細谷、戸倉字近東、戸倉字坂本、戸倉字下道、戸倉字滝浜、戸倉字津の宮、戸倉字寺浜、戸倉字戸倉、戸倉字長清水、戸倉字波伝谷、戸倉字原、戸倉字藤浜及び戸倉字若宮の地先海面の一部

二　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第五十四号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第八条第一項の規定に基づき、三陸復興国立公園に関する公園計画を変更したので、同条第三項において準用する同法第七条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

変更後の公園計画を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十七年三月三十一日　　環境大臣　望月　義夫

一　特別地域に次の区域を追加する。

宮城県石巻市内国有林宮城北部森林管理署五〇二林班から五一二林班まで、五一四林班、五一五林班、五一七林班、五一八林班、五二〇林班から五三二林班まで、五五七林班、五五八林班、五六五林班から五六八林班まで、五七〇林班、五七一林班及び五七四林班の全部並びに五一六林班、五一九林班、五五九林班及び五六九林班の各一部

宮城県石巻市網地浜、鮎川浜、大原浜、大谷川浜、雄勝町大須、雄勝町熊沢、雄勝町桑浜、雄勝町名振、雄勝町船越、雄勝町分浜、尾崎、北上町十三浜、狐崎浜、給分浜、小網倉浜、小積浜、小渕浜、鮫浦、清水田浜、竹浜、田代浜、月浦、泊浜、長面、新山浜、長渡浜、福貴浦、前網浜、牧浜、谷川浜及び寄磯浜の各一部